

4月から成年年齢が 18歳に引き下げられます。



近年、公職選挙法の選挙権年齢引き下げなど、18歳・19歳の若者にも政治の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした中で、生活に深く関わる「民法」でも、18歳以上を大人として扱うべきではないかという議論がなされ、4月1日から、これまで20歳だった成年年齢が、18歳に引き下げられることになりました。

民法が定める成年年齢には、「一人で有効な契約をすることができる年齢」「父母の親権が及ばなくなる年齢」という意味があります。これまでより2年早く、自らの意思でさまざまなことができるようになりますが、一方で、それに伴う責任を負わなければなりません。

今回は、成年年齢引き下げで変わることや、暮らしの中での注意点などをお知らせします。

成年年齢引き下げで、**何ができる**ようになる？

18歳(成年)になったらできること (これまでと変わること)

- 親の同意がなくても契約できる
- 10年有効のパスポートを取得できる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる
- 性同一性障がいの人が、性別の取り扱いの変更審判を受けられる
- 親の同意がなくても結婚できる
 - ※ 結婚可能年齢が、男女ともに18歳になります
(誕生日が平成18年4月1日までの女性は、引き続き親の同意があれば18歳未満でも結婚することができます)
- 普通自動車運転免許・準中型自動車免許は、これまでと同様に18歳以上で取得可能です

20歳にならないと できないこと (これまでと変わらないこと)

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)の購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

国籍取得や帰化などの年齢も引き下げられます

- 単独で帰化できる年齢が「18歳以上」になります。
- 日本のほかに外国の国籍を持つ重国籍の方が**国籍の選択をしなければならぬ期限**が下記のとおりとなります。
 - 重国籍となった年齢が**18歳未満**の方は、「20歳に達するまで」
 - 重国籍となった年齢が**18歳以上**の方は、「そのときから2年以内」
- 日本人の父に認知されたお子さんの国籍取得、また、国籍の再取得ができる年齢が「18歳未満」になります。

※ 経過措置などがあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



- 分籍届の届出人、協議による婚姻・離婚・養子縁組・離縁届の証人となれる年齢が、「18歳」に引き下げられます。なお、養子縁組で養親になることができる年齢は現行の「20歳」のまま変更はありません。

「成人式」は20歳のまま！ 名称は「二十歳のつどい」へ



成年年齢引き下げ後も、成人式はこれまでと同様に20歳の方を対象として1月に開催します。なお、式の名称を「愛川町成人式」から「愛川町二十歳のつどい」に変更します。

18歳になったら 選挙で投票ができます！

未来を担う皆さんの意見がもっと政治に反映されるよう、投票に行きましょう！！

明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん



名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進運動」の「明」と「推」が由来です！

動画で学ぼう！消費者被害

● 新成人の方へ

「コレがまさかのアレでした。」



若者に多い消費者被害の事例を、アニメで分かりやすく紹介した動画が、県のホームページで公開されています。

県ホームページ
「動画で見る消費者教育」



● ご家族の方へ

あなたのお子さんは大丈夫？

“18歳”が狙われる消費者トラブル

新成人のお子さんが消費者被害に遭わないよう、事例や注意点をまとめた記事が県のホームページで公開されています。



県ホームページ
「あなたのお子さんは大丈夫？」

例えば、こんな契約

- 携帯電話の購入
- 一人暮らしのアパートを借りる
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる など

Point!

自分の意思で契約できるようになる一方で、「未成年者取消権(※)」が使えなくなります。

※ 保護者の同意なく結んだ契約を、取り消すことができる権利

つまり、新成人は狙われやすい！

悪徳商法に注意が必要です！

現在でも、「マルチ・マルチまがい商法」に関する相談は、20歳代が突出して多くなっています。成年年齢引き下げにより、今まで未成年者として守られていた18歳・19歳の人たちも、トラブルに遭ってしまう恐れがあります。

契約や勧誘で「何かおかしい」と感じたら、一人で悩まずここに相談！

消費生活相談窓口 ☎046(285)2111(内線)3319

町では、町内在住の方を対象として、消費生活相談を実施しています。専門の相談員が、各種契約のトラブルや、悪質商法などに関するご相談に応じています。電話での相談にも応じていますので、お気軽にご連絡ください。

●日時 毎週月曜日と木曜日
午前10時～正午、午後1時～3時

町の相談日以外と、時間外のご相談は
かながわ中央消費生活センター
☎045(311)0999

●日時 平日：午前9時30分～午後7時
土曜・日曜・祝日：
午前9時30分～午後4時30分

※ 新型コロナの影響により、変更となる場合があります。



県ホームページ
「かながわ中央消費生活センター」